

議案第 95 号

手数料条例の一部を改正する条例

令和 5 年 12 月 19 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）の一部が改正され、令和 6 年 3 月 1 日より施行されることに伴い、戸籍謄本等の広域交付制度及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行制度が設けられるなど、戸籍制度について所要の整備が行われるため、この条例案を提出するものです。

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表15の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中54の項を56の項とし、21の項から53の項までを2項ずつ繰り下げ、同表20の項中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表22の項とし、同表19の項中「証明又は」を「証明書の交付、」に、「事項の証明」を「事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」に改め、同項を同表21の項とし、同表18の項を20の項とし、同表17の項を19の項とし、同表16の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表17の項とし、同表中17の項の次に次のように加え、

18	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円
----	---	-----------------------

同表中15の項の次に次のように加える。

16	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定に	戸籍電子証明書提供用識別符号1件 400円
----	---	-----------------------

<p>より同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
--	--

第3条中「前条の表31の項」を「前条の表33の項」に改める。

第4条第2号中「第2条の表32の項」を「第2条の表34の項」に、同条第3号中「第2条の表49の項及び50の項」を「第2条の表51の項及び52の項」に、同条第4号及び第6号中「第2条の表53の項」を「第2条の表55の項」に改める。

第5条第2項ただし書中「第2条の表12の項、13の項、28の項及び29の項」を「第2条の表12の項、13の項、30の項及び31の項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現行		
（徴収の事項及び金額等）			（徴収の事項及び金額等）		
第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。			第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、次のとおりとする。		
	手数料を徴収する事項	金額		手数料を徴収する事項	金額
15	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書	1件 450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、350円）	15	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1件 450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、350円）
16	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当	戸籍電子証明書提供用識別符号1件 400円			

	該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
17	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1件 750円	16	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1件 750円
18	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によ	除籍電子証明書提供用識別符号1件 700円			

	り除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)				
19	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件 350円	17	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件 350円
20	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件 450円	18	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件 450円
21	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若	1件 350円 ただし、戸籍法施行規則第66条第2項の規定により	19	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の届出若しくは申請の受理の証明 又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若	1件 350円 ただし、戸籍法施行規則第66条第2項の規定により

	しくは第126条の書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	上質紙を用いる場合にあっては、1件 1,400円
22	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件 350円
	23～55の項 略	
56	その他の証明	1件 300円

（閲覧の制限）
 第3条 前条の表33の項の公簿閲覧は、公衆の閲覧に供して差し支えないものに限る。
 （手数料の件数）
 第4条 第2条に規定する件数は、次の各号による。
 （1）（略）
 （2）第2条の表34の項の明示書1件に2筆以上にかかる明示を必要とする場合は、1筆増すごとに600円を加算する。
 （3）第2条の表51の項及び52の項の交付について、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
 （4）第2条の表55の項工のはり紙又ははり札の枚数の計算について、100枚に満たない端数は、100枚とする。
 （5）（略）
 （6）前号の規定にかかわらず、第2条の表55の項に掲げる広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収

	しくは第126条の書類に記載した事項の証明	上質紙を用いる場合にあっては、1件 1,400円
20	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1件 350円
	21～53の項 略	
54	その他の証明	1件 300円

（閲覧の制限）
 第3条 前条の表31の項の公簿閲覧は、公衆の閲覧に供して差し支えないものに限る。
 （手数料の件数）
 第4条 第2条に規定する件数は、次の各号による。
 （1）（略）
 （2）第2条の表32の項の明示書1件に2筆以上にかかる明示を必要とする場合は、1筆増すごとに600円を加算する。
 （3）第2条の表49の項及び50の項の交付について、両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
 （4）第2条の表53の項工のはり紙又ははり札の枚数の計算について、100枚に満たない端数は、100枚とする。
 （5）（略）
 （6）前号の規定にかかわらず、第2条の表53の項に掲げる広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての

<p>する。 (7)・(8) (略) (手数料の徴収等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 手数料は、請求の際これを徴収する。ただし、<u>第2条の表12の項、13の項、30の項及び31の項</u>に規定する手数料にあっては交付の際これを徴収する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>手数料を徴収する。 (7)・(8) (略) (手数料の徴収等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 手数料は、請求の際これを徴収する。ただし、<u>第2条の表12の項、13の項、28の項及び29の項</u>に規定する手数料にあっては交付の際これを徴収する。</p> <p>3 (略)</p>
--	--